

# 静岡県障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）

## パブリックコメント概要資料

### 1 次期静岡県障がい者共生のまちづくり計画の概要

#### 計画の位置付け

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

#### 基本理念

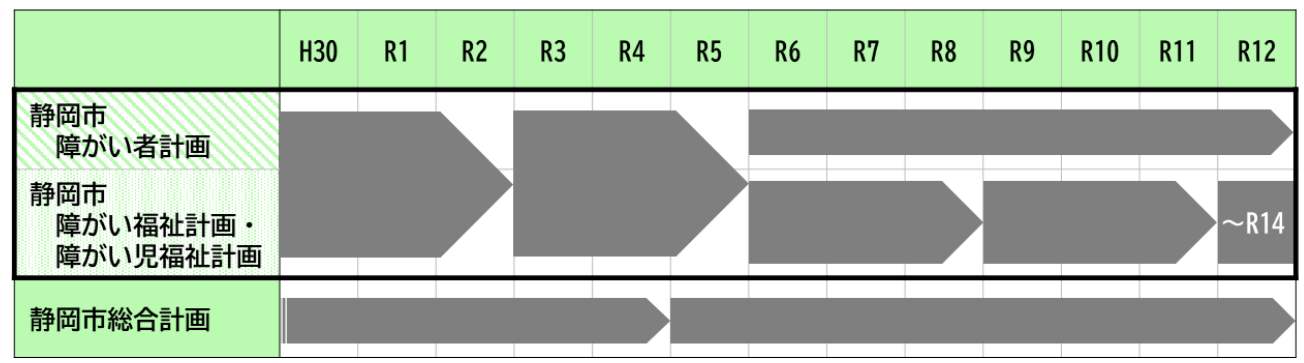
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

#### 基本的視点

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮を受けられるようにすること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

#### 計画期間

現計画までは、国の指針により定められている障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間である3年に揃えていましたが、次期計画からは障がい者計画の期間を静岡県総合計画の期間と揃え、本市全体の施策と連動させていくことを予定しています。なお、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の内容に関しては、引き続き、3年毎の見直しを行います。



### 2 現計画の評価

現計画では、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たって定めることを求められている7項目の成果目標を用いて評価を行います。

項目	目標値	令和4年度 実績	
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	25人	14人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減	33人減	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	81.0%	達成見込
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	85.1%	達成見込
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	97.2%	達成見込
(4)精神科病床における1年以上長期入院者数	65歳未満:160人 65歳以上:193人	65歳未満:186人 65歳以上:234人	達成困難
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	332日	達成見込
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
(1)拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み	達成
(2)運用状況の検証・検討	年2回	年2回	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人	93人	達成困難
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	62人	達成困難
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人	19人	達成困難
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	15人	10人	達成困難
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合	70%	31.2%	達成困難
(6)就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	最終年度のみ測定	-
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)-1児童発達支援センターの箇所数	3箇所	2箇所	達成見込
(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数	3箇所	17箇所	達成見込
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	7箇所	6箇所	達成困難
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	6箇所	9箇所	達成見込
(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	20人	23人	達成見込
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保済み	達成
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	構築済み	達成

### 3 次期計画における成果目標（国の指針に基づき定めるもの）

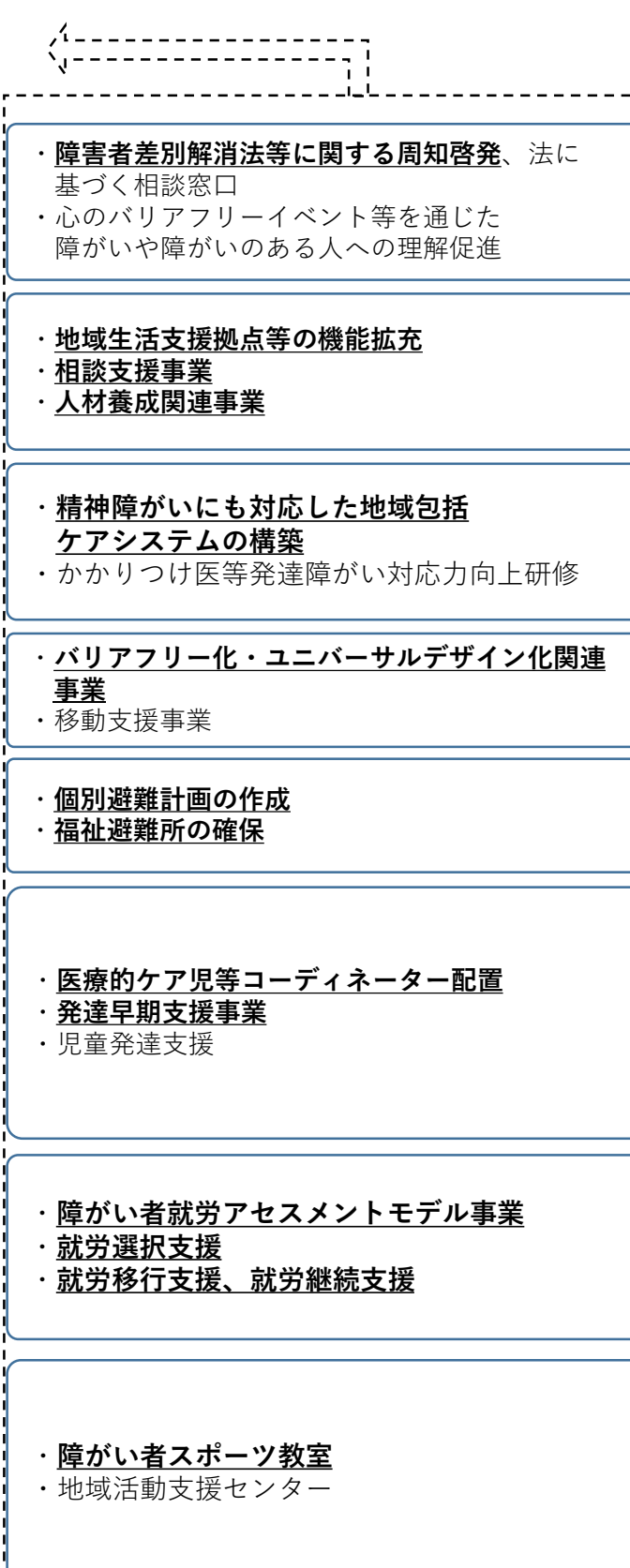
項目	基準値	国の基準による目標値	目標値(R8)	考え方
<b>【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>				
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	施設入所者	540人×6.0%以上	33人	現計画で目標を達成していないことから、引き続き国の基準による目標値の達成を目指します。
(2) 入所施設を利用する人の減少数	540人(R4)	540人×5.0%以上	27人	
<b>【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>				
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332日(R4)	325.3日以上	332日	【上乘せ】国の基準を上回っていることから、直近の実績を維持することを目指します。
(2) 精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	81.0%(R4)	68.9%以上	79.3%	【上乘せ】国の基準を大きく上回っています。年度による振れ幅があることから、直近5か年の平均値を維持することを目指します。
(3) 精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	85.1%(R4)	84.5%以上	86.0%	【上乘せ】次期計画期間における国の基準をすでに上回っていることから、現計画の目標値を据え置きとします。
(4) 精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	97.2%(R4)	91.0%以上	92.0%	
(5) 精神病床における1年以上長期入院者数	420人(R4)	526人(計算式省略)	420人	【上乘せ】次期計画期間における国の基準をすでに上回っていることから、直近の実績を維持することを目指します。
(5)-1 65歳未満	186人(R4)	193人(計算式省略)	186人	
(5)-2 65歳以上	234人(R4)	333人(計算式省略)	234人	
<b>【成果目標3】地域生活支援の充実</b>				
(1) 地域生活支援拠点の整備	整備済み(R4)	整備	整備	整備済みの拠点の機能の維持を目標とします。
(2) 強度行動障がい等を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	新規設定	整備	整備	関係者での定期的な協議等を踏まえ、令和8年度末までに支援体制を整備することを目標とします。
<b>【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等</b>				
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	129人(R3)	129人×1.28 以上	166人	現計画で目標を達成していないことから、引き続き国の基準による目標値の達成を目指します。
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	84人(R3)	84人×1.31 以上	111人	
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人(R3)	24人×1.29 以上	31人	
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	14人(R3)	14人×1.28 以上	18人	
(5) 就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	25%(R4)	5割以上	50%	
(6) 就労定着支援事業の利用者数	45人(R3)	45人×1.41 以上	64人	
(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30%(R4)	2割5分以上	30%	国の基準による目標値の達成を目指します。(現在の事業所数を踏まえ、5%上乘せとしています)
<b>【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等</b>				
(1) 児童発達支援センターの設置	設置済み(R4)	1箇所以上	設置	現計画期間において達成済みであるため、体制等の維持を目標とします。
(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	構築済み(R4)	構築	構築	
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み(R4)	1箇所以上	確保	
(4) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保済み(R4)	1箇所以上	確保	
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み(R4)	設置	設置	計画策定時点を上回る25名を目指します。
(6) 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 ※	23名(R4)	配置	25名	
(7) 障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置済み(R4)	設置	設置	
<b>【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等</b>				
基幹相談支援センターの設置	設置済み(R4)	設置	設置	現計画期間において達成済みであるため、体制等の維持を目標とします。
<b>【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築</b>				
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築済み(R4)	構築	構築	現計画期間において達成済みであるため、体制等の維持を目標とします。

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。



# 4 計画の体系と、課題や指標

※●障がいのある人、◆障がいのない人

大分野	主な課題	指標			分野毎の主な取組
		指標名	参考値 ※	目標値 ※	
計画全体	地域における共生が進んでいると思う人の割合が伸び悩んでいます。	地域における共生が進んでいると思う人の割合	●14.3%(R4) ◆13.9%(R4)	●30%(R12) ◆30%(R12)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>障害者差別解消法等に関する周知啓発</b>、法に基づく相談窓口</li> <li>・ 心のバリアフリーイベント等を通じた障がいや障がいのある人への理解促進</li> <li>・ <b>地域生活支援拠点等の機能拡充</b></li> <li>・ <b>相談支援事業</b></li> <li>・ <b>人材養成関連事業</b></li> <li>・ <b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></li> <li>・ かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修</li> <li>・ <b>バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化関連事業</b></li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ <b>個別避難計画の作成</b></li> <li>・ <b>福祉避難所の確保</b></li> <li>・ <b>医療的ケア児等コーディネーター配置</b></li> <li>・ <b>発達早期支援事業</b></li> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ <b>障がい者就労アセスメントモデル事業</b></li> <li>・ <b>就労選択支援</b></li> <li>・ <b>就労移行支援、就労継続支援</b></li> <li>・ <b>障がい者スポーツ教室</b></li> <li>・ 地域活動支援センター</li> </ul>
大分野1 権利擁護 理解促進	令和6年4月1日から施行となる改正差別解消法により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、法を知っている人の割合が約2割に留まっています。	障害者差別解消法を知っている人の割合	●20.7%(R4) ◆20.2%(R4)	●40%(R12) ◆40%(R12)	
大分野2 地域生活支援	入所施設から地域生活へ移行する者の数が、国の示す基準を達成しない見込みです。また、支援の入口となる相談支援を含め、障がい福祉分野の人材が不足しています。	成果目標1、2 主任相談支援専門員の数	別紙参照 6名(R5見込み)	別紙参照 13名	
大分野3 医療・保健	精神病床における1年以上の長期入院者が増加しています。また、医療的ケア児等への支援体制の更なる充実を図る必要があります（大分野6と共通の課題です）。	成果目標2	別紙参照	別紙参照	
大分野4 生活環境	誰もが生活しやすくするための、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の一層の推進が求められます。	日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合	39.9%(R5) ※内閣府「令和4年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」より	●40%(R12) ◆40%(R12)	
大分野5 安全・安心	令和4年台風15号を踏まえた災害対策を整備していく必要があります。	個別避難計画の作成状況	作成対象者の検討(R5)	作成対象者分の計画作成(R12)	
大分野6 子ども	発達早期支援事業の定員数が不足する見込みであるため、ニーズに対応した体制の確保をしていく必要があります。また、医療的ケア児等への支援を、地域全体で進めていくべく、体制の整備を図っていくことが求められます。	成果目標5 市が配置する医療的ケア児等コーディネーターから地域の支援者に引き継ぎをした件数(R5からの累計) 市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置の対応率	別紙参照 6件(R5見込み) 100%(R5見込み)	別紙参照 24件(R12) 100%(R12)	
大分野7 雇用・就労	一般就労に関する成果目標が達成困難です。先進的なアセスメント手法の活用等により、本人の適性などを正確に把握しながら、一般就労も含めた、本人の希望に応じた働き方を実現していく必要があります。	成果目標4 就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合	別紙参照 ●31.1%(R4)	別紙参照 ●40.0%(R12)	
大分野8 文化活動 市民生活	障がいの有無にかかわらず、芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しむことができるよう、実態を把握しながら事業を実施していく必要があります。	16歳以上の週1日以上スポーツ実施率 週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）をしている人の割合	●11.8%(R4) ●45.0%(R3) ※厚生労働省「令和2年度障害者総合福祉推進事業全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」より	●40.0%(R12) ●50.0%(R12)	